報告

# フラグシップ種を活用したローカル認証の役割 ―コウノトリ育む農法とサーモン・セーフ認証 –

大元鈴子1)

The Role of Place-specific Eco-certification Schemes on Agro-food Featuring Flagship Species; the case of Oriental White Stork-friendly Farming and Salmon-safe

Reiko Омото 1)

#### 要旨

農水産物の生産過程における持続可能性の証明として様々な環境認証制度が設立されている。本稿では、特定の地域のみを対象とした環境認証制度である「ローカル認証」のうち、特にフラグシップ種と呼ばれる一般への認知と人気の高い動植物を認証制度の象徴として活用するものの特徴について論じるために、兵庫県豊岡市のコウノトリ育む農法および北米西海岸のサーモン・セーフ認証の2事例について、認証範囲の設定の合理性、認証という制度化のメリット、フラグシップ種の役割、科学的根拠を担保する方策、生産者以外のステークホルダーとも協働を促す工夫、の5つの視点から比較する。結果、ローカル認証は、特定の地域環境に対応した基準を設定し、認証という持続可能な生産活動と経済活動を促す仕組みを通じて、地域課題の解決をもその設計に組み込んでいることや、フラグシップ種を活用することで、空間的範囲と環境的・社会的関連を視覚的に明確にする効果もあることが明らかとなった。

キーワード:ローカル認証、農水産物、フラッグシップ種、コウノトリ、サケ.

(2016年7月31日受付, 2016年12月13日受理)

# はじめに

農水産物には、2種類の価値がある。一つは、目に見え、触れることができ、また味わうことのできる価値であり、もう一つは、手で触れることのできない価値で、生産段階における環境配慮などである。農産物の持続可能な生産活動と消費を促進するため、環境配慮に関する認証制度の活用が盛んになってきている。こういった農産物に関する認証制度は、地理的適用範囲、対象とする資源や活動、あるいは、重点を置く(環境的)課題など異なる点も多いが、相対的には、環境への配慮と資源の持続可

能性という、生産物から「直接感じることのできない価値」を、消費者まで伝える役割を担っている.

国際的な認証制度としては、持続可能な天然資源の利用を目指すFSC(Forest Stewardship Council: 森林管理協議会)やMSC(Marine Stewardship Council: 海洋管理協議会)があり、これらは「国際資源管理認証制度」(大元ほか、2016、p.1)と呼ばれ、小売り企業や消費者に広く認知されている。国策に組み込まれたり、多国籍企業や世界的にサービスを提供するファストフードチェーンに採用されたりすることにより、国際資源管理認証は、生産物の新しい流通の仕組みを構築し、国際

<sup>1)</sup> 宮崎大学 産学・地域連携センター 〒 889-2192 宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1.

Center for Collaborative Research & Community Cooperation, University of Miyazaki, 1-1 Gakuen-Kibanadai-Nishi, Miyazaki, 889-2192 Japan.

<sup>\*</sup> Email: reiko.omoto@cc.miyazaki-u.ac.jp

市場における取引の環境に対する配慮と持続可能性を高めることに寄与しているとされる (Taylor, 2005) (付記参照). 現在, 世界の天然漁獲水産物の水揚げの 10%にあたる量が, MSC 認証を受けるに至っている (MSC, 2016) のはその一例といえる.

しかし、これらの国際的な認証制度に対する批判も多 くある. グローバルバイヤーや大手小売り等. 環境基 準の順守や品質管理を国際資源管理認証制度にアウト ソーシング (業務委託) する主体が存在し、制度自体 もこれらの主体が利用しやすいように設計されており (Hatanaka et al., 2005; Belton et al., 2011), 特 にグローバスサウスの生産者の状況を考慮していないと いう批判がある (Hatanaka, 2010). また、エコラベ ル付の製品が市場で優位性を持つという市場メカニズム に基づいた国際資源管理認証の仕組み自体が、資本主義 に基づいた国際市場における取引に依存しており、こ れは、資本主義が「持続可能な資本主義」を実現でき るほど万能であるという前提に基づいている (Islam, 2014) といった批判もある. あるいは、様々な認証制 度が普及すればするほど、消費者への情報開示と環境配 慮を行う生産者に優位性を与えるという環境認証制度の 本来の目的が失われつつある (Friedman and Amber, 2008) と懸念する研究者もいる. 特に、開発途上国に おいては、トップダウン型の国際資源管理認証の生産現 場への導入が、地域特有の資源利用の仕組みや流通の劣 化, 生産者への公平な利益配分の不履行(大元, 2016), あるいは、開発途上国で生産された原料を仕入れる企業 が、認証制度に頼り過ぎ、現場で実際に起こっている環 境破壊に無頓着になっているという指摘もある (川上、 2016). このように、国際資源管理認証は、世界市場で 大量に取引されるコモディティーについて、国際市場を 持続可能な方向へ変換させる流れを創り出すことに貢献 し、世界市場で通用する「ユニバーサルな価値」を付与 する半面, 地域特有の資源の持続可能な利用と環境的課 題の解決には不適である場合も多い.

環境認証制度には、世界的に適用されるものから、特定の地域のみで活用されるものまで、その空間的適用範囲は様々である。国際的な認証制度が、様々な状況の地域に関わらず普遍性のある認証基準を提供する一方で、地域を限定して使われる認証制度(以下、「ローカル認証」という。)は、適用範囲を狭め、各地域の状況にあった基準をもつ。前述のとおり国際認証制度は地域が導入するには難しい場合も多く、ローカル認証の活用を検討している自治体や団体が増えている。

ローカル認証は、特定の生態系や種の保全だけではなく,地域の全体的な持続可能性を視野に入れていることが多い. そして,そのようなローカル認証では,地域を代表するような生き物をシンボルにして,様々なステー

クホルダーが興味を持ち、協働できるような基盤を提供していることも多い。佐藤 (2008) は、このような種のことを「環境アイコン」と呼び、「地域の日常生活に密着した伝統文化や自然資源利用、およびほかの地域との差異化につながる環境アイコンの独自性を基盤とした人々の強い愛着と誇りが基盤となっている」としている。本稿では、そのような種をフラグシップ種と呼ぶことにする

本稿では、ローカル認証が地域の環境保全と生産活動の両立に果たす役割を、その認証において起用されている生物種の役割の比較を通じて明らかにすることを目的としている。また、ケーススタディーを通じて、ローカル認証による地域における保全と生産活動の両立が、より多様なステークホルダーにどのような波及効果をもたらすかについても考察する.

### 研究方法

本研究は、2つの生物種を冠したローカル認証制度の比較に基づいている。文献調査と聞き取り調査により得られた情報を使い、ケーススタディー間の比較分析を行った。比較項目は、1)認証範囲の設定の合理性 2)認証という制度化のメリット 3)フラグシップ種の役割 4)科学的根拠を担保する方策 5)生産者以外のステークホルダーとも協働を促す工夫、とした。

# 用語定義

#### ローカル認証

国際資源管理認証に対して、より狭い範囲で適応される認証のことを、本稿では、ローカル認証と呼ぶ。ローカル認証とは、行政区、流域等の特定の地域で適用される認証制度であり、地域の風土、生態系、土壌環境などの特徴を活かし、地域に適した、時にユニークな基準を設けた認証制度であり、最低限の科学的根拠を備えている。また、特定の生態系の保全だけではなく、地域全体の持続可能性を目指す、地域主導の取り組みでもある。さらに、環境的な持続可能性だけでなく、経済、社会、文化的な地域づくりを重要視し、農環境の多様性を向上し、地域における農産物の加工と販売を促進するものである。

## フラグシップ種

フラグシップ種(象徴種)とは、保全生態学の分野で使われる用語(Caro, 2010)であるが、その他の類似するコンセプトであるアンブレラ種やキーストーン種との使い分けが曖昧である。これらの種はすべて代替種(surrogate species)であり、保全の目的を達成するた

めに、その他の種や環境要素を代表するために使われる (Caro, 2010). Caro (2010) は、代替種を次のよう に分類している.

- a. 保全活動の重要性のある範囲を特定することに役立つ種
- b. 生物システムにおける環境変動の影響を記録する ことに役立つ種
- c. 保全活動に関連する広報活動に利用される種 a に分類されるのが、アンブレラ種とキーストーン種であり、b に属するのが、環境指標種または環境攪乱指標種 (ecological-disturbance indicator species) となる. c にあたる種が、本稿で扱うフラグシップ種であり、人々の環境意識の向上や教育等に活用される. フラグシップ種の活用方法は様々ではあるが、総合すると、カリスマ性のある人気種であり、広範囲における保全活動の焦点やシンボルとなり、保全活動への関心と参加を高めることが期待される種のことである(Caro、2010). 環境保全団体のロゴマークや活動資金の調達での利用を代表するように、社会経済的な側面が強調され、近年ではよりマーケティング、特にソーシャル・マーケティングに関連して使用されるようにもなってきている(Verissimo et al., 2010).

Bowen-Jones and Entwistle (2002) は、環境保全団体による活動資金の調達のためのフラグシップ種の利用や環境保全倫理を高めるために使われる種が、かならずしも地域コミュニティーにとって親しみのある種ではないことを指摘し、地域の保全活動への参加の重要性から、地域社会における価値観や認識に基づいた種を選ぶことの効果を、フラグシップ種を選ぶ際の10か条として挙げている.

- 1. 地理的分布 (Geographical distribution): 地域において重要とされる生息地を代表している,あるいは地域特有もしくは限られた範囲に生息している種. 地域の象徴となり,地域における保全活動の促進に役立つ.
- 2. 保全状況 (Conservation status): 一般的には 絶滅のリスクが高い種だが、絶滅に瀕していない 種でも可. たとえば、普通種であっても地域にお ける認識が高いものであれば、地域における保全 の使節 (アンバサダー) になりえる.
- 3. 生態系における役割 (Ecological role):生態系 において中心的な役割を果たす種. こういった種 を活用する効果は、地域コミュニティーに他の種 との関係を説明するときや、あまり重要とされて いない種の価値を伝えるのに役立つ.
- 4. 認知度 (Recognition): 保全活動のステークホルダーに知られている種であり、他の種と混同されない種.

- 5. 既存利用状況 (Existing usage):他の団体や製品等にシンボルとして使用されていない種. 使用されている種については、主張に争いが生じる可能性がなく、受け手に正しくその主張を伝えられる場合にのみ利用する. ただし、様々な団体による類似のモチーフの繰り返しの利用が、総合的なの保全メッセージを伝える場合もある.
- 6. カリスマ性 (Charisma): 目新しさと興味を引く種. 従来のフラグシップ種のように大型の哺乳類や鳥といった種である必要はない.
- 7. 文化的重要性 (Cultural significance): 民俗や 民芸等に文化的な関連がある種.
- 8. Positive associations: 好ましい感情を想起させる種. 民俗に頻繁に現れる種が, 好ましい感情を想起させるとは限らない.
- 9. 伝統知 (Traditional knowledge):地域の伝統 知と関係の深い種. こういった種の分布は、保全 活動家にとって貴重な情報源であるだけでなく、 地域コミュニティーの既存知を補強する土台にも なる
- 10. 一般名称 (Common names): 地域における呼び名に、ネガティブな含意がない種. 名称が、広く一般の人の認識に影響を与えることがある.

国内においては、フラグシップ種を利用したローカル認証が多数存在している。例えば、「いきものブランド米」と呼ばれる水田に生息する生物であるゲンゴロウ、メダカ、また田んぼで索餌をする鳥類であるガンやカモを冠したコメ作りを制度化したものが挙げられる。中でも兵庫県豊岡市における「コウノトリ育む農法」は、成功例としての紹介頻度が多い。また、海外事例としては、アメリカ西海岸におけるサーモン・セーフというサケ科魚類を象徴としたローカル認証の例がある。これら2つの事例について、地域における保全と生産活動、また地域全体に波及する認証効果の視点から考察する。

#### 研究対象

### ケーススタディー 1: コウノトリ育む農法

兵庫県豊岡市は、かつて最後のコウノトリ(1971年 絶滅)が生息していた場所であり、乾田化や農薬による 田んぼの生き物の減少がコウノトリの絶滅の一要因だ といわれている(大沼・山本、2009)。また、現在では、 生産者の高齢化が進み、休耕田が目立つようになってき ているという地域的課題もあり、コウノトリの餌場づく りの一環として、休耕田のビオトープ化がすすめられて いる地区もある(加納ほか、2010)。

コウノトリの野生復帰に向けた放鳥は、2005年に行われ、現在では、90羽のコウノトリが野生下で生息し

ている(豊岡市 H. P. 付記参照). コウノトリ放鳥の事前準備として、餌場を確保するための休耕田のビオトープ化などの事業が行われた. この一環として 2003 年より開始されたのが、生産活動をともなうコウノトリの餌場の確保のための「コウノトリ育む農法」の導入であり、この農法で作られ、認証を受けた米が「コウノトリ育むお米」である(豊岡市 H. P. 付記参照). これは、豊岡市を含む但馬地方(JA たじま)独自の制度である.

コウノトリ育む農法は、「おいしいお米と多様な生き物を育み、コウノトリも住める豊かな文化、地域、環境づくりを目指すための農法」であり、JA たじまのウェブサイト(JA たじま H. P. 付記参照)によると、以下のように要約されている。

- 1. 水管理によって生きものを育みます
  - ・冬期湛水 (冬に田んぼに水を張る)
  - ・早期湛水(田植より1ヶ月前から水を張る)
  - 深水管理
  - ・中干し延期(中干しの開始を通常より3週間ほど遅くする)
- 2. 安全・安心な農業で生きものを育みます
  - ・無農薬栽培および減農薬栽培(魚毒性の低いもの に限る)
  - ・堆肥土づくり資材の施用
- 3. 生き物の生息しやすい水田づくり
  - ・冬期湛水 (冬に田んぼに水を張る)
  - ・素掘り水路の設置(水生動物の逃げ道)

例えば、中干しの延期については、オタマジャクシに 足が生えたのを確認してから、という地域の環境に依存 し、また生産農家の自主性に任せるようなユニークな基 準に由来する。これらの基本的な基準にはより詳細な農 法が付随しており、それらは、米作りの栽培暦に入れ込 む形で本農法に参加する生産者と共有されている。コウ ノトリ育む農法には、地域性をもったユニークな基準も 含まれるが、環境負荷の低減の証明に最低限必要な科学 的な根拠は、残留農薬の検査で担保している。

# ケーススタディー 2:サーモン・セーフ認証(米国西海岸)

サーモン・セーフ認証の適用範囲は、ワシントン州とオレゴン州境を流れるコロンビア川の流域とその周辺であり、コロンビア川の源流の一つであるカナダ・ブリティッシュコロンビア州も含む. つまり、このローカル認証のフラグシップ種であるサケ科魚類の分布範囲と気候的に近い周辺範囲が認証適用地となっている. サーモン・セーフの理念は、「都市と農地の流域をサケが産卵し、繁栄し続けることができるのに十分綺麗に保つことに貢献する仕組み」(Salmon-Safe H. P. 付記参照)である. サーモン・セーフの農地に対する基本的な認証基準は、以下のとおりである.

- 1. ファームマップの作成(空中写真,地形図,道路,川等)
- 2. 河道内生息地の保全と再生(河川内の構造物の最 小化, 土手を安定させる等)
- 3. 川岸と湿地の植生の保全と再生(緑覆率の測定, 緩衝地は流路から 15 m~30 m,移入種から在 来種への変更、等)
- 4. 灌漑用水の使用と管理(水の損失を最小限にとどめる灌漑設備、雨量、気温、土壌の質等によって適切な灌漑をおこなう、乾燥に強い作物を植える)
- 5. 土壌侵食の防止と沈殿物の管理(被覆作物の使用,根を深く張る在来種を植える)
- 6. 総合害虫防除と水質保全(不必要な肥料と危険な 殺虫剤(リスト掲載)の禁止,害虫の生態を知る, 自然界での捕食者を誘致)
- 7. 家畜の管理(牧草地のローテンションを行い,土 壌が過剰に踏み固められることや浸食を避ける, 河川への家畜の侵入を避ける,適切な糞尿の処理)
- 8. 景観レベルでの生物多様性の向上(農地の5%を 生物多様性向上のために利用する)

このローカル認証は、アメリカ西北部の乾燥地帯に適 用するための認証基準をもっており、その認証の範囲も アメリカ北西部においてフラグシップ種であるサケが生 息するコロンビア川流域に限定されている. つまり, サ ケが住める水環境の実現のための基準であり、水質の向 上 (農薬の使用や家畜の水辺侵入に関する基準), 水量 の維持(適切な灌漑用水の使用)、そして水温の上昇の 抑制 (河畔林の充実による緑覆率) が軸となっている. また、このローカル認証が特徴的な点は、上記に挙げた 農地に対する基準と認証の仕組みだけではなく、流域に 存在する様々な活動や場所のための認証基準を備えてい る点である. 認証対象活動と場所は、ブドウ畑(ワイン 用), 果樹園, ホップ畑, 会社や大学の敷地, 大規模な 住宅地,ゴルフコース,また公園などの公共施設である. サーモン・セーフが本部を置くオレゴン州のポートラン ド市では、市をあげてこのサーモン・セーフの取得を推 進し、また、ポートランドにあるナイキ(運動用品メー カー) 本社の敷地もこの認証を取得している (City of Portland, 2013).

## 結果および考察

# 認証範囲の設定の合理性

コウノトリ育む農法の適用範囲は、行政区である豊岡市および JA たじまの管轄地域である。これは、豊岡市が事業主体であった「コウノトリと共生する水田自然再生事業(2003~2007)」等による市による生産者への環境支払制度(委託金)(南,2007)が、コウノトリの

野生復帰と合わせた設計がなされたからである.

「コウノトリ育むお米」が行政区ならびに生産組合管轄区を認証適用範囲としていたのとは違い、サーモン・セーフは、コロンビア川流域という地理的適用範囲を持つ。サケの保全を目的とし、生息域周辺の土壌の持続可能な利用を促すための合理的な適用範囲設定である。また、サーモン・セーフ認証の認証項目の一つであるワイン用のブドウは、ブドウがもともと多くの水を必要としない作物であり、乾燥地という地理的範囲に合致した作物種である。また、コロンビア川下流にはポートランドやシアトルなど、大都市が存在するが、西海岸特有のサケに対する「好ましい感情」を想起させることによるマーケティングに役立つというメリットもある。

この2者の違いは、ローカル認証制度によって獲得したい目的ならびにローカル認証という取組を持続的に管理、運営できる主体がどのような組織かにもよると考えられる.

#### 認証という制度化のメリット

コウノトリは、地域の文化的・生態的資源であり、公共財的資源としての要素が強い。そのため、コウノトリを活用した持続可能な地域づくりのために、ローカル認証制度を構築し、公共財的資源としてのコウノトリを一次産業とリンクさせている(大元、印刷中)。これは、対象地域における環境的課題(かつてコウノトリが絶滅した要因)の解決策を、商品につける認証マークにより「マーケタブルな形に変換」する取組といえる。

一方、アメリカ西海岸におけるサケは、大変に複雑 な利害関係の中にある種である. コロンビア川に生息 するサケ科魚類のいくつかの種は、米国の種の保存法 (Endangered Species Act: ESA, U.S. Fish & Wildlife Service) による絶滅のおそれのある種の指 定(リスト)を受けており、個体の捕獲の規制、回復計 画の作成, また重要生息地の指定等の対象となってい る. コロンビア川には、非常に多くのダム(発電と農業 用水の確保が主な目的)が設置されているが、これら国 策によるダムについても、巨大な構造物としての魚道を 備える等、サケの遡上を阻害することは許されないこと になっている (Northwest Power and Conservation Council). アメリカ西海岸におけるサケは, 圧倒的な「カ リスマ性」と「文化的重要性」を持つ. たとえば、サケ はネイティブ・アメリカンにとって、文化的に大変重 要な種であり (Davis, 1996), そして当然のことなが ら、その他のコロンビア川流域に住む人びとにとっても 重要な食糧であるとともに、「かっこいい生き物」であり、 また遡上の時期には、自然の摂理を知るためのよい環境 教育の素材にもなる. フラグシップ種の役割にもかかわ ってくるが、このような大変に複雑な利害関係がある中

で、農業者、ネイティブ・アメリカン、一般市民、等より多くのステークホルダーがお互いの環境的努力を共有できるツールとして、サーモン・セーフ認証は活用されている.

コウノトリ育む農法とサーモン・セーフに共通するのは、地域特有の課題の解決を認証という制度にすることで、課題の解決と持続可能な生産活動を両立させようとしている点である。コウノトリ育む農法では、コウノトリの餌場の確保が消費者にとっても無農薬・減農薬米としての価値をうむ。一方、サーモン・セーフについては、水の利用と管理という課題をサケの生息環境に置き換えることで、より多くのステークホルダーが参加する制度となる設計がなされている。

#### フラグシップ種の役割

コウノトリ育む農法に取り組む生産者へのインタビュー調査では、この農法に取り組むきっかけは非常に多様ではあるが、自分の水田にコウノトリが索餌にくることが、「コウノトリが認めてくれた」という語りにつながるように(菊地、2012)、鳥類ではあるが比較的豊岡市周辺に留まり、農法に取り組む水田を訪れる可能性が高いこともこの農法の成功に寄与していると考えることもできる。また、稲作という伝統知を必要とする産業と昔から深いつながりがある種であることも、絶滅前の最後のコウノトリ生息地であった豊岡市においてコウノトリをフラグシップ種として活用する合理的理由づけが可能である。

一方, サーモン・セーフにおけるサケ科魚類は, コロンビア川に生息し, 毎年母川回帰をする. そのため古くからコロンビア川流域における認知度が非常に高い. また, 遡上と流下により海から上流を行き来するために,河川流域を視覚的につなぐ役割を果たす. この生態により流域で活動する農業者,ネイティブ・アメリカン,一般市民,都市部企業などのより多くのステークホルダーが認証制度に関わることの意味づけを可能にしている.

## 科学的根拠を担保する方策

認証という制度を導入する意義の一つは、認証制度が何らかの科学的根拠を備える必要があり、そこが一般的に言われるブランディングとは違う点だといえる(大元、2016).「コウノトリ育む農法」にかかる認証では、残留農薬の検査を最低限の科学的根拠として保証する仕組みとなっている.

一方、サーモン・セーフ認証では、認証を取得している農家に認証取得の理由を聞くと、生物多様性の高い農地の整備と維持のためのガイドラインとして活用しているという回答が多い(ホップ農家並びにワイン用ブドウ農家への聞き取り 2015 年 6 月). これは、認証基準

に地域の大学の専門家による技術的根拠が示されおり、 基準の設定根拠が明確であることが、信頼獲得の要因の ひとつであると考えられる.

コウノトリ育む農法では、米を購入する消費者への科学的根拠を示す機能を持ち、サーモン・セーフでは、認証を取得する農家に対して認証の効果の科学的根拠が示されているのである.

## 生産者以外のステークホルダーとも協働を促す工夫

コウノトリ育む農法による「コウノトリ育むお米」は、認証対象製品を米だけに限定せず、米製品(日本酒や米粉製品)まで拡大し、①経済効果の製造業への波及②消費者への接触機会の拡大③観光効果の創出をはかっている。これは、認証制度によるトレーサビリティー機能を備えていることが寄与している。トレーサビリティーがあることで、認証米の由来を保ちながら、様々な商品への加工が可能となっている。トレーサビリティーの確保は、農協(JA たじま)がその役割を担っている。これにより、生産者だけでなく、加工業者も認証制度に参画している。

大沼・山本 (2009) は、コウノトリ復活の経済効果を、エコラベル商品や観光で 20 ~ 30 億円と見積もっている。これは、無農薬や減農薬栽培のお米の需要があがっていると同時に、自然との共生という価値観の増加という社会経済的背景と農薬の少ない環境がコウノトリの餌となる生き物を増やすという生態的効果がうまく合致し、自然環境の向上という地域課題を価値へと変えていると分析することができる。重要な点は、このローカル認証の導入が、生産者の生産方法の選択肢を増やすことにもつながっていることだといえる。しかしながら、高齢化による休耕田の増加という地域課題の解決(例えば、若い世代の農業従事者の増加)にはまだ至っていない。

サケは大変多くの利害関係を持つ種であると先述した が、コロンビア川周辺で農業を営む生産者がサーモン・ セーフ認証を取得するもう一つの理由は、コロンビア川 流域沿いの土地の多くがネイティブ・アメリカンの所有 地であることに由来する (Davis, 1996). 伝統的文化 や食料として大変重要なサケが農業用水の使い過ぎによ り健全な生息地を奪われる(水位の低下は、水温の上 昇を招き、サケの稚魚・成魚に悪影響を与える)ことは、 ネイティブ・アメリカンにとっては許されざることであ る. 農家の一部は、その土地の貸与を受けて生産活動を 行っているため、土地所有者に悪い印象を与え、貸与の 継続の妨げにはしたくはない. そこで、水の利用や水質 の向上を目指す基準を持つサーモン・セーフ認証を取得 することで、自らのサケに影響を与えない農業活動を証 明し、土地の貸借関係を良好なものとしている(サーモ ン・セーフ職員への聞き取り 2014年7月). これは,

サーモン・セーフが環境向上以外の場面で、ステークホルダーをつないでいる一例である。サーモン・セーフの場合には、地域限定認証である「ローカル認証」として、乾燥地帯が広がるコロンビア川の流域を意識した基準を設けることで、そのエコリージョンの状況を共有するステークホルダー同士(例えば、農家とネイティブ・アメリカン)の妥協を図るのではなくて、共通の「利」を生み出すことに貢献している可能性がある。サケというフラグシップ種は、その共通の利を可視化するのに役立っているといえる。ここでは、水資源の配分という地域課題が、サケという象徴種に置き換えられ、人々の協働を徐々に促している。

#### フラグシップ種を活用したローカル認証の役割

本稿では、2つの事例をつかい、ローカル認証の役割、とくにフラグシップ種を冠したそのような制度が地域の環境的・社会的背景をどのように認証基準に組み込み、また、より多様なステークホルダーを巻き込むことができるかについて議論した.豊岡市では、野生下のコウノトリが順調にその数を増やすのと並行して、コウノトリ育む農法による製品は、「地域ブランディング」成功事例として、自然との共生(鷲谷、2007)や生物多様性(矢部・林、2015)、また経済的視点(大沼、2014)から様々に分析されてきた.本稿では、その成功の要因を認証という「仕組みの活用」という視点から分析した。また、アメリカ・ポートランドでは、サケにまつわる様々な利害関係を、サーモン・セーフという任意の認証制度(認証制度は基本的にすべて任意参加である)が、共通の利益に結び付ける動きを創り出しているかを分析した。

以上の議論から、ローカル認証おけるフラグシップ種は、地域を象徴する愛着のある動植物を用いることで共感を得やすく、多様なステークホルダーの協働を促す基盤にもなりえ、また、フラグシップ種を活用することで、空間的範囲と環境的・社会的関連を視覚的に明確にする効果もあると考えられる.

ローカル認証の課題としては、地域特有の生態系を生産活動と連動させて、規格化する難しさや、信頼と科学的根拠を担保する手段の獲得、また、販売拡大のジレンマ(多く売れるからといって生産を急激に増せるわけではない)や経済ベースで測れない価値のアピールの仕方(地域のストーリーの発掘)等を挙げることができる。今後一層の活用が各地で検討されている「ローカル認証」を用いた農水産物の地域マーケティングが、長期的に地域の持続可能性に貢献する仕組みになるためには、以上のことを踏まえ、綿密に計画する必要がある。

# 文 献

- Belton B., Haque M. M., Little D. C. & Sinh L. X. (2011) Certifying catfish in Vietnam and Bangladesh: Who will make the grade and will it matter? *Food Policy*, **36.** 289–299.
- Bowen-Jones, E., Entwistle, A. C. (2002) Identifying appropriate flagship species: The importance of culture and local contexts. *Oryx*, **36**, 189–195
- Caro, T. (2010). Conservation by Proxy: indicator, umbrella, keystone, flagship, and other surrogate species. Island Press, Washington, DC, 374 p.
- Davis, M (1996) Native America in the Twentieth Century: An Encyclopedia. Routledge, London, 832 p.
- Friedman, H., McNair, A. (2008) Whose Rules Rule? Contested Projects to Certify 'Local Production for Distant Consumers', *Journal of Agrarian Change*, 8, 408–434.
- Hatanaka M., Bain C. & Busch L. (2005) Third-party certification in the global agrifood system. Food Policy, 30, 354–369.
- Hatanaka M. (2010) Governing sustainability: examining audits and compliance in a third-party-certified organic shrimp farming project in rural Indonesia. *Local Environment*, **15**, 233–244.
- Islam, S. (2014). Confronting the Blue Revolution: Industrial Aquaculture and Sustainability in the Global South. University of Toronto Press, Toronto, 232 p.
- 加納三千子,藤井輝明,西川龍也(2010)地域社会のサステナビリティを考える一豊岡におけるコウノトリと共生するまちづくりに学ぶ。福山市立女子短期大学研究教育公開センター年報。7,57-63.
- 川上豊幸(2016). 森林認証制度を見定め活動する——タスマニア森林保全と企業への働きかけ. 大元鈴子・佐藤哲・ 内藤大輔(編)国際資源管理認証-エコラベルがつなぐローカルとグローバル,東京大学出版会,東京,pp. 130-142.
- 菊地直樹 (2012) 兵庫県豊岡市における「コウノトリ育む農法」 に取り組む農業者に対する聞き取り調査報告. 野生復帰, 2, 103-119
- 南朋子 (2007) 新しい環境保全型農業と農産物の地域ブランド 化に関する研究-兵庫県豊岡市における「コウノトリ育む農 法」の取り組みを事例として-. 農林業問題研究, **166**, 118 -123.
- 大元鈴子(2016). 小規模家族経営水産養殖と世界基準—ベトナムの有機エビ養殖. 大元鈴子・佐藤哲・ 内藤大輔(編)国際資源管理認証-エコラベルがつなぐグローバルとローカル,東京大学出版会,東京,pp. 183-200.
- 大元鈴子. 町おこし資源を活用した地域マーケティングに果たす 地域企業の役割-長野県飯綱町の「高坂リンゴ」を事例に-. 日本地域政策研究(印刷中)
- 大元鈴子・佐藤哲・ 内藤大輔 (2016) 国際資源管理認証-エコ

- ラベルがつなぐグローバルとローカル,東京大学出版会,東京, 238 p.
- 大沼あゆみ・山本雅資 (2009) 兵庫県豊岡市におけるコウノトリ 野生復帰をめぐる経済分析: コウノトリ育む農法の経済的背 景とコウノトリ野生復帰がもたらす地域経済への効果. 三田 学会雑誌, **102**, 191–211.
- 佐藤哲 (2008) 環境アイコンとしての野生生物と地域社会-アイコン化のプロセスと生態系サービスに関する科学の役割. 環境社会学研究. 14. 70-85.
- Taylor, P. L. (2005) In the market but not of it: Fair trade coffee and forest stewardship council certification as market based social change, World Development, 33, 129-147.
- 豊岡市役所 コウノトリ共生部 農林水産課「コウノトリ育むお 米」(パンフレット)
- U. S. Fish & Wildlife Service. Endangered Species Act of 1973. <a href="http://www.nmfs.noaa.gov/pr/pdfs/laws/esa.pdf">http://www.nmfs.noaa.gov/pr/pdfs/laws/esa.pdf</a>
- Verissimo, D., MacMillan, D. C. and Smith, R. J. (2011), Toward a systematic approach for identifying conservation flagships. *Conservation Letters*, **4**, 1–8.

# 付 記

- City of Portland (2013) Portland, Oregon: Soon to be the nation's first salmon-safe city. (2016年7月31日閲覧) [https://www.portlandoregon.gov/brfs/article/538602]
- JA たじまホームページ: コウノトリ育む農法. (2016 年 7 月 31 日間監)
  - [https://www.ja-tajima.or.jp/agricultural/kounotori-hagukumu.html]
- MSC (Marine Stewardship Council) (2016年7月31日閲覧). [https://www.msc.org/]
- MSC(2015)2014 年度年次報告書.(2016 年 7 月 31 日閲覧) [https://www.msc.org/documents-ja/msc-brochures-ja/k0zesr/pbmqap/view]
- Northwest Power and Conservation Council. A guide to major hydropower dams of the Columbia River Basin; A map of Columbia and Snake River dams and fish protection. (2016年7月31日閲覧)
  - [https://www.nwcouncil.org/energy/powersupply/dam-guide]
- Salmon-Safe. (2016年7月31日閲覧)
  - [http://www.salmonsafe.org/]
- 豊岡市ホームページ: コウノトリ情報. (2016年7月31日閲覧) [http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1247133496338/]
- 豊岡市ホームページ: コウノトリ育む農法. (2016年7月31日 閲覧)
  - [http://www.city.toyooka.lg.jp/hp/genre/agriculture/farming/index.html]